

新しい原子力安全規制 について

平成16年11月24日
原子力安全・保安院

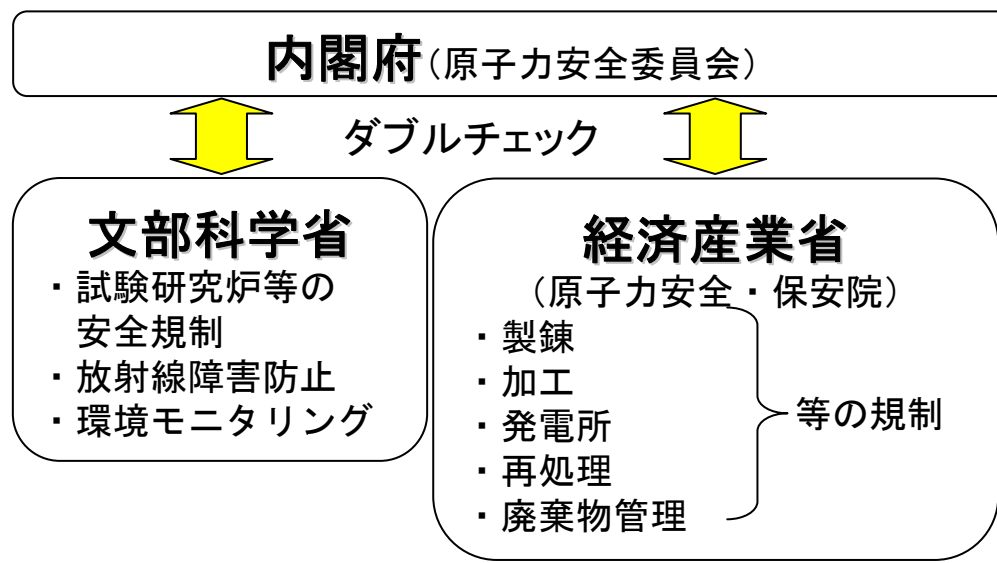
◆目次

1. 原子力安全・保安院発足以降の原子力
安全規制を巡る検討の蓄積 … 3
2. 理念に基づく原子力安全規制の抜本改革 …13
3. 原子力防災対策について …28
4. セキュリティ対策について …29
5. 原子炉等規制法の改正（平成17年度） …30
6. その他の短期的、中長期的課題 …31

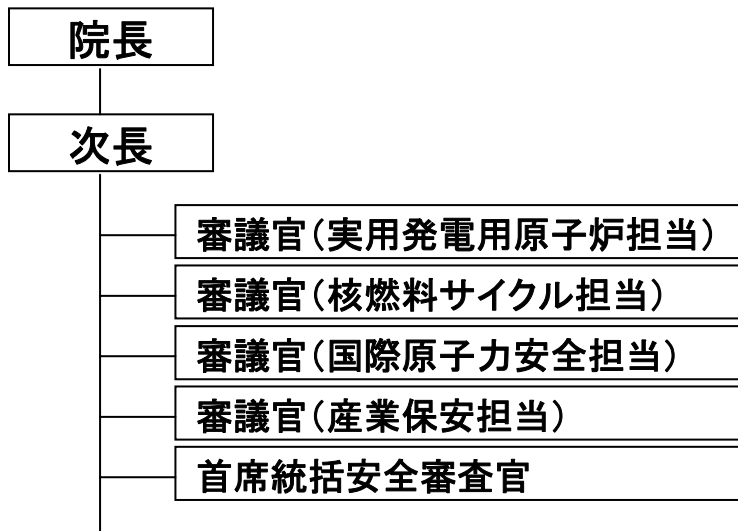
1. 保安院発足以降の原子力安全規制を 巡る検討の蓄積

1. 原子力安全規制の体制整備

- ◆平成13年1月6日、省庁再編に伴い、従来旧科学技術庁と旧通商産業省に分かれていたエネルギー利用に関する原子力安全規制が一元化され、経済産業省に原子力安全・保安院が発足。
- ◆これにより、エネルギー利用に関する原子力安全規制については、原子力安全・保安院が実用発電用原子炉、燃料加工施設等の一次規制を実施し、内閣府に置かれた原子力安全委員会がその規制活動を確認する「ダブルチェック体制」となっている。

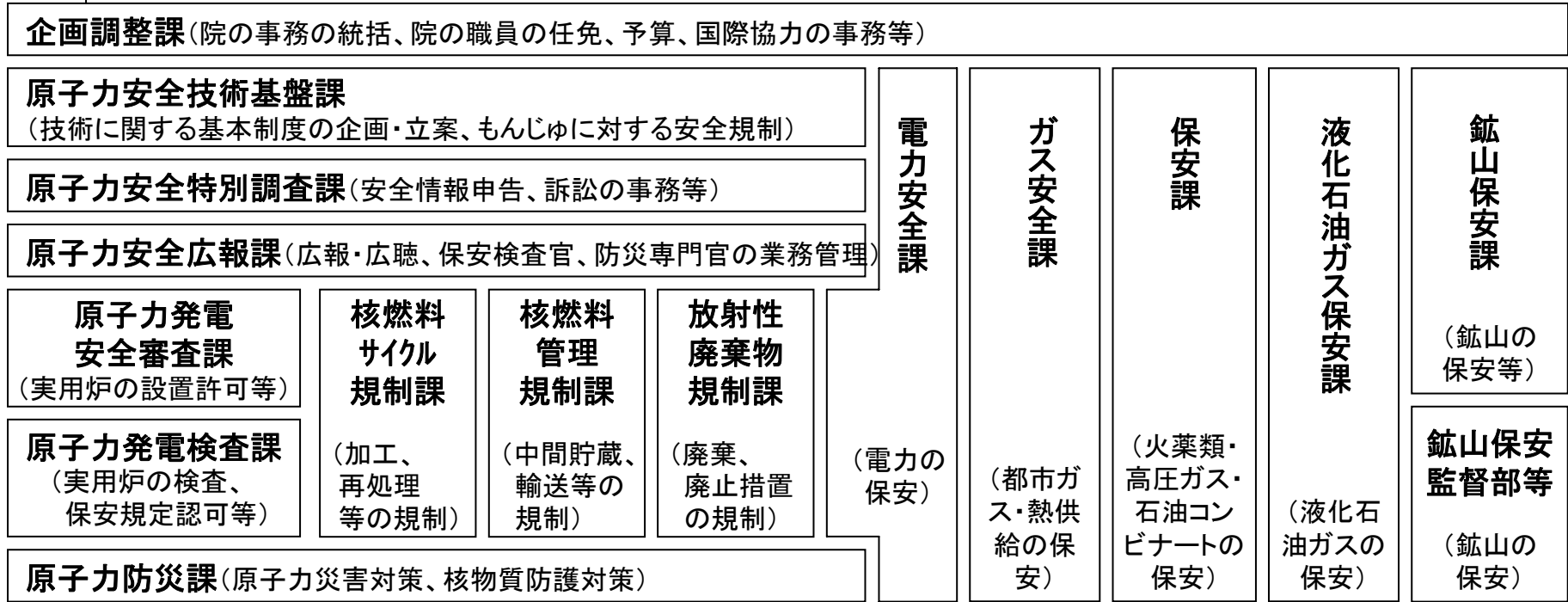


<原子力安全・保安院の組織>

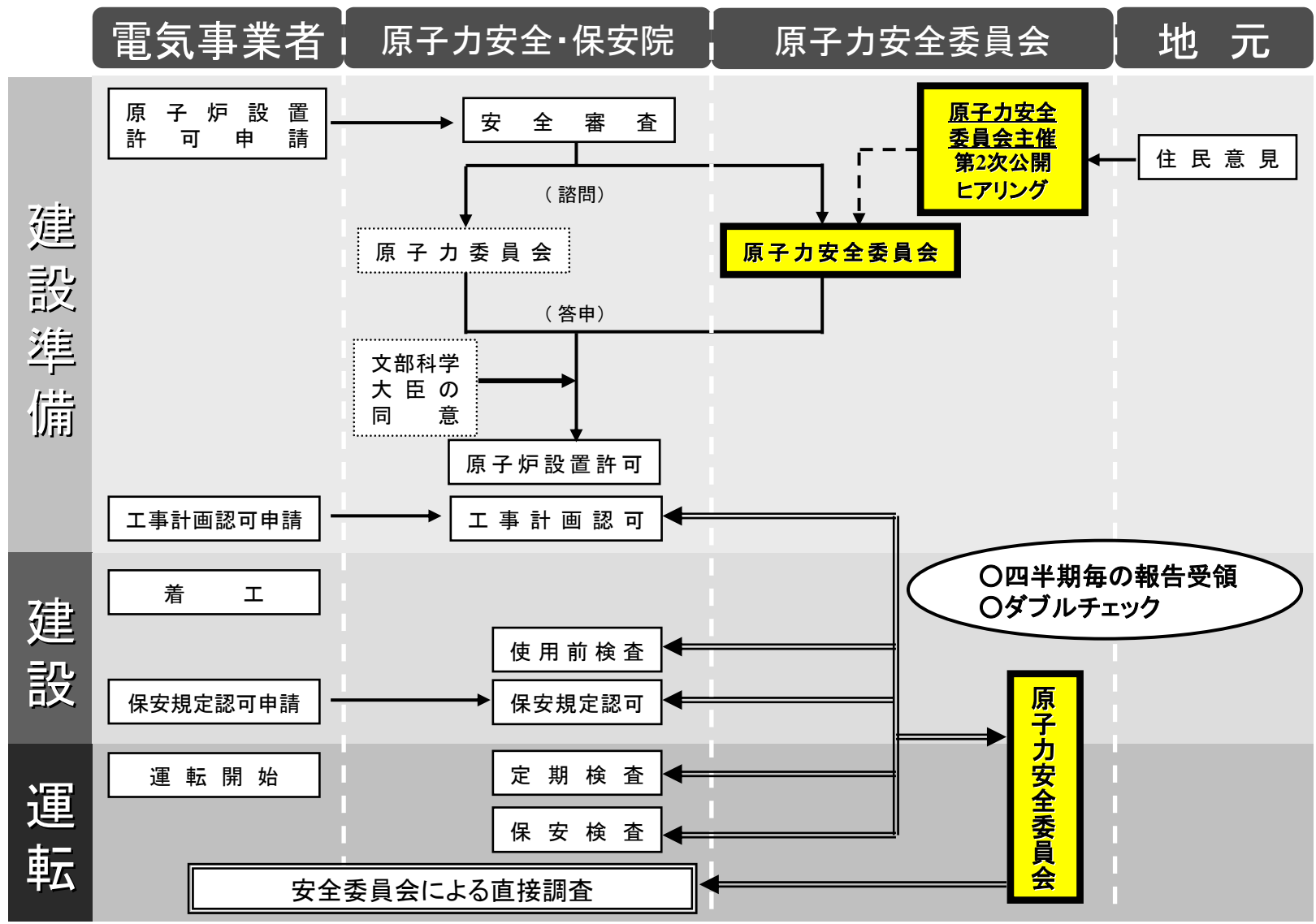


合計645人【平成16年度】

本院: 419人
監督部等: 226人



<原子力安全規制の全体像(設置許可申請～運転中)>



2. 原子力安全・保安部会の設置と経済産業大臣の諮問

- ◆平成12年12月、総合資源エネルギー調査会総合部会の提案を受け、専ら原子力の安全規制に関する審議を行う場として「原子力安全・保安部会」を設置。
- ◆平成13年1月、経済産業大臣から総合資源エネルギー調査会に対し、「昨今の環境変化を踏まえた今後の原子力安全確保のあり方」について諮問が行われ、その検討作業が原子力安全・保安部会（以下「部会」という）に付託された。

3. 原子力の安全基盤の確保について(平成13年7月部会報告)

- ◆付託を受けた検討の結果、平成13年7月の部会報告において、原子力安全規制の目指すべき方向が示された。また、原子力安全基盤の充実・強化の必要性が打ち出された。

1. 原子力安全規制の目指すべき方向

- (1) 原子力安全規制の理念（4つの理念）
- (2) 原子力安全・保安院の目指すべき方向
 - ①行動規範（4つの行動規範）
 - ②原子力安全委員会のダブルチェック
 - ③公的研究機関等安全規制支援機関の機能強化と透明公正な運営

2. 原子力安全基盤の充実・強化

- (1) 制度的基盤
- (2) 知識基盤
- (3) 人材基盤
- (4) 施設基盤
- (5) 財政的基盤

<原子力安全規制の理念>

- ①一義的な責任は事業者にあり、国は国民の負託を受けてその事業活動を規制。
- ②安全規制は最新の技術的知見を反映した効果的なものであること。
- ③安全規制は明確であり、公開されていること。
- ④国際動向に主体的に対応すること。

<原子力安全規制の行動規範>

①強い使命感

- ◆常に国民の安全を第一に考え、緊張感をもって任務を行う。
- ◆緊急時には安全確保のため積極果敢に行動する。
- ◆業務運営を不断に見直し、活動を質的に向上させる。

②科学的・合理的判断

- ◆安全確保を目標とする専門機関として、現場を正確に把握する。
- ◆十分な情報・データをもとに科学的知見に基づいた合理的な判断を行う。

③透明性の確保と説明責任

- ◆何ごとも秘密にすることなく、日々の業務執行状況について情報公開に取り組む。
- ◆原子力安全・保安院が何を考え、どのように行動したのか、すなわち「自分自身を説明する」責任を果たす。

④公正・中立性

- ◆安全規制機関として常に公正・中立な判断を行う。
- ◆産業界の利益追求をおもんぱかって判断を左右しない。

4. 原子力施設の検査制度の見直しの方向性について(平成14年6月部会報告)

- ◆さらに、1年後の平成14年6月の部会報告においては、保安院として目指すべき検査制度の見直しの方向が示された。
- ◆特に、検査の実効性を向上させるための対応が必要であることが指摘された。これらの多くは、東京電力(株)による不正問題後の安全規制改革等で実現された。

「検査の実効性向上のための対応」

- ①品質保証活動の充実
- ②抜き打ち的手法の導入
- ③定量的なリスク評価の活用
- ④安全確保水準（パフォーマンス）の評価に応じた検査の適用
- ⑤基準・規格の整備
- ⑥法律に基づく措置の機動的な実施
- ⑦軽微なトラブルから得られる教訓の活用

5. 東京電力による不正問題とその発生要因

<事案の具体例>

- ・シュラウド等のひび割れ
- ・修理記録の不適切な記載
- ・ポンプの隙間、磨耗 等

(1) 自主点検記録の不正問題

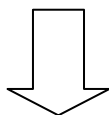
- ◆平成12年の申告(内部告発)事案2件が発端。
- ◆平成14年8月29日に29件の申告事案を原子力安全・保安院より公表。
→その後の調査により、13件については問題がなく、16件については問題があることが判明。

(2) 総点検指示による更なる問題の究明

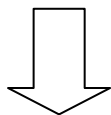
- ◆平成14年8月30日、不正記録問題の調査結果を踏まえ、原子力事業者16社に対し、過去の自主点検記録を総点検するよう指示。
- ◆その結果、電力各社より、再循環系配管やシュラウドにひび割れやその兆候のあることが報告された。

(3) 原子炉格納容器漏えい率検査に関する不正問題

- ◆東京電力福島第一原子力発電所1号機において国の定期検査事項である原子炉格納容器漏えい率検査(平成3年及び平成4年)において不正を行っていたことが判明。
- ◆当該原子炉を1年間運転停止処分(平成14年10月26日)。
- ◆同社の全原子力発電所に対する漏えい率検査を国の立ち会いの下に実施することを決定。



平成15年4月、東電全17基運転停止



- 停止中の原子炉に対する徹底的な安全性確認を実施。
- 安全確認の状況に関し、地元へ延べ40回以上の説明を実施。

その結果、現在までに、停止した17基のうち16基が再稼働(柏崎刈羽7基、福島9基)。

(不正問題発生要因)

- ◆事業者側の要因: ①限られた者による独善的な判断が習慣化していた。②点検結果の記録・保存と事後的な再評価が軽視されていた。③品質保証活動の重要性に関する認識が不足していた。
- ◆国側の要因: ①事業者の自主点検について規制上の位置付けをせず、事業者の自主的な判断に委ねていた。②運転開始後の設備の健全性確認の手法が不明確であった。
- ◆双方に共通する要因: 安全確保だけでなく、その科学的・合理的な根拠を含めた説明責任の認識が不足していた。

6. 関西電力美浜発電所3号機事故と中間とりまとめを受けた対応

- ◆平成16年8月9日に発生した関西電力(株)美浜発電所3号機二次系配管破損事故においては、原子力発電所で11人もの方が死傷する結果となり、国としても重く受け止めている。9月27日に発表された事故調査委員会による中間とりまとめを踏まえ、原子力安全・保安院として以下のように対応。

<対関西電力>

- ◆経済産業大臣名で、①嚴重注意文書、②美浜3号機に係る技術基準適合命令③定期安全管理審査の評定結果格下げに関する通知文書、を発出。
- ◆関西電力に対し、国等の各種検査（審査）を特別に厳格に実施する。

<対全原子力発電事業者>

- ◆中間とりまとめにおいて各事業者に求められている再発防止策を実行するよう各事業者を指導し、各事業者の対応を保安院として確認する。

<原子力安全・保安院自身の措置>

- ◆主要配管、主要容器の構造強度を計画的に点検すべき旨、省令改正により明確化。
- ◆従来事業者が用いていた配管管理指針を見直した上、国が判断基準として明確に位置づける。
- ◆国の保安検査において、事業者による二次系配管の肉厚管理を確認する。 等

<美浜3号機事故対応に関するこれまでの主要な動き>

国会／地元関係

- ◆8月9日、原子力安全・保安院審議官が現地に赴き、現地対策本部を設置。
- ◆8月10日、経済産業大臣(原子力安全・保安院長同行)が美浜発電所等を訪問、実態調査と関係者との意見交換を実施。
⇒その後、8、9月の間に、保安院長は福井県に5回、保安院審議官は7回出張。
- ◆関西電力は、福井県知事からの要請を受け、8月13日以降、全ての原子力発電所の運転を計画的に停止し、事故箇所と類似する箇所等について点検を開始。
- ◆8月31日 衆議院経済産業委員会 第1回閉会中審査
 - ◆9月6日 第4回事故調査委員会(福井市で開催)
- ◆9月27日、保安院長から福井県知事に対して、中間とりまとめの内容及びそれを踏まえた経済産業省の対応について説明。また、計40回以上、保安院幹部から福井県以外の全国の原子力発電所所在自治体への説明を実施。
- ◆9月29日 衆議院経済産業委員会 第2回閉会中審査
- ◆10月6日 参議院経済産業委員会 閉会中審査

事故調査委員会

- ◆8月10日、総合資源エネルギー調査会原子炉安全小委員会に、「美浜発電所3号機2次系配管破損事故調査委員会」を設置。直ちに委員のうち2名を現地に派遣し、専門的な調査を開始。
- ◆8月11日 第1回事故調査委員会 (事故調査委員会はすべて公開。また、事後にプレスブリーフィングを実施。資料は保安院HPに掲載。)
- ◆8月19日 第2回事故調査委員会
- ◆8月27日 第3回事故調査委員会
- ◆9月17日 第5回事故調査委員会
- ◆9月27日 第6回事故調査委員会 「中間とりまとめ」

経済産業省、 原子力安全・保安院

- ◆8月9日、関西電力㈱より、美浜発電所3号機が自動停止した旨の報告あり。
- ◆8月11日、電気事業法に基づき、全原子力発電所と主要火力発電所を対象に、配管の減肉の可能性のある部位につき、肉厚管理の状況の調査・報告を命令。
⇒その後、順次報告を受領。保安院として確認。
- ◆8月13日、電気事業法等に基づき、美浜発電所への立入検査を実施。
- ◆運転を停止した各号機の中で、管理漏れがあった箇所等に関する関西電力による点検については、検査官が現場立会等を行い、取替分を含めて、配管の健全性が維持されていることを確認。
- ◆9月27日、経済産業大臣より、関西電力に対する嚴重注意文書等を発出するなど、中間とりまとめを踏まえた対応を開始(前頁参照)。

2. 理念に基づく原子力安全規制の抜本改革

理念1. 事業者が一義的な責任を負い、国は国民の負託を受けて安全規制

◆事業者

- 一国民に原子力安全を提供する一義的責任を負う。
- 一平成15年10月より導入された新制度の下、品質保証体制及び、保守管理活動を構築し、的確な安全管理を行っていくことが求められる。単に安全という「結果」があればいいのではなく、途中のプロセスも問われることとなった。

◆国

- 一事業者の活動を監視・規制する責務を負う。事業者が遵守すべき安全規制制度を整え、事業者の活動について適切に審査・検査を行う。
- 一品質保証体制及び保守管理活動のチェックが求められる新たな規制制度の下で、これまでのような単に結果を確認するだけのマニュアル型検査から、抜き打ち型検査、監査型検査により途中のプロセスをチェックするプロセス型検査に移行した。

<規制改革の実績例>

- ①品質保証体制及び保守管理活動の確立（平成15年10月～）
- ②定期事業者検査制度の導入（平成15年10月～）
- ③定期安全レビューの法定化（平成15年10月～）
- ④国の検査官の資質向上プログラム（平成15年12月～）

<新しい検査制度の導入>

原子力安全委員会の機能強化
(四半期毎の報告受領、調査権限拡大等)

事業者



定期安全レビュー
(10年に一度実施)

定期事業者検査の義務付け

保守管理活動

保安規定上の明確化

品質保証体制

ISO9000
シリーズ援用

- ◆「原子炉停止」「炉心冷却」「放射性物質閉じこめ」機能を直接確認する検査のうち、特に重要な検査
- ◆「プラントの総合的な性能」を直接確認する検査

- ◆従来の自主点検項目

保安検査

使用前検査・定期検査

国の担当以外の使用前検査・定期検査

事業者による検査の体制を審査
(定期安全管理審査)

経済産業大臣

原子力安全・保安院

(独)原子力安全基盤機構

<品質保証体制・保守管理活動の確立>

○事業者に対し、適切な品質保証体制や保守管理活動の確立について、原子炉等規制法に基づく保安規定に記載することを要求

○国は保安検査を通じて、その実施状況をチェック

品質保証体制の確立

○品質保証の目的

品質保証：原子力の安全確保活動の品質を維持・改善するための仕組み

- ・事業者自らの保安活動を確認することが可能となる。
- ・事業者が品質保証に関する説明責任を果たすことにより、国民の理解を得ることが可能となる。

○品質保証活動のポイント

- ① トップマネジメント（経営層）による実施
- ② 品質保証の国際規格（ISO9001：2000）を基礎
- ③ 保安活動を計画、実施、評価し、改善するPlan-Do-Check-Actサイクルを廻すことにより継続的な改善を実施
- ④ 社内の独立監査組織による全社的な監査の実施

○法令上の措置

- ① 原子炉等規制法に基づく保安規定に「品質保証活動」を記載
- ② 国は、保安検査によって実施状況をチェック

保守管理活動の確立

○保守管理の目的

- ・原子力発電設備が保有すべき性能や機能、安全水準等が維持されるよう、安全上の機能・重要度等に応じた適切な保守管理を実施

○保守管理活動のポイント

- ① 保守管理の実施方針及び保守管理目標を設定
- ② 設備・機器等の分類及び保全対象範囲を設定
- ③ 保全対象設備・機器等に関する保全プログラムを策定
- ④ 保全活動の実施及び評価
- ⑤ 必要な補修、取替、改造等の是正措置を実施
- ⑥ 保全プログラム等の妥当性評価及び継続的改善

○法令上の措置

- ① 原子炉等規制法に基づく保安規定に「保守管理活動の実施」を記載
- ② 国は、保安検査によって実施状況をチェック

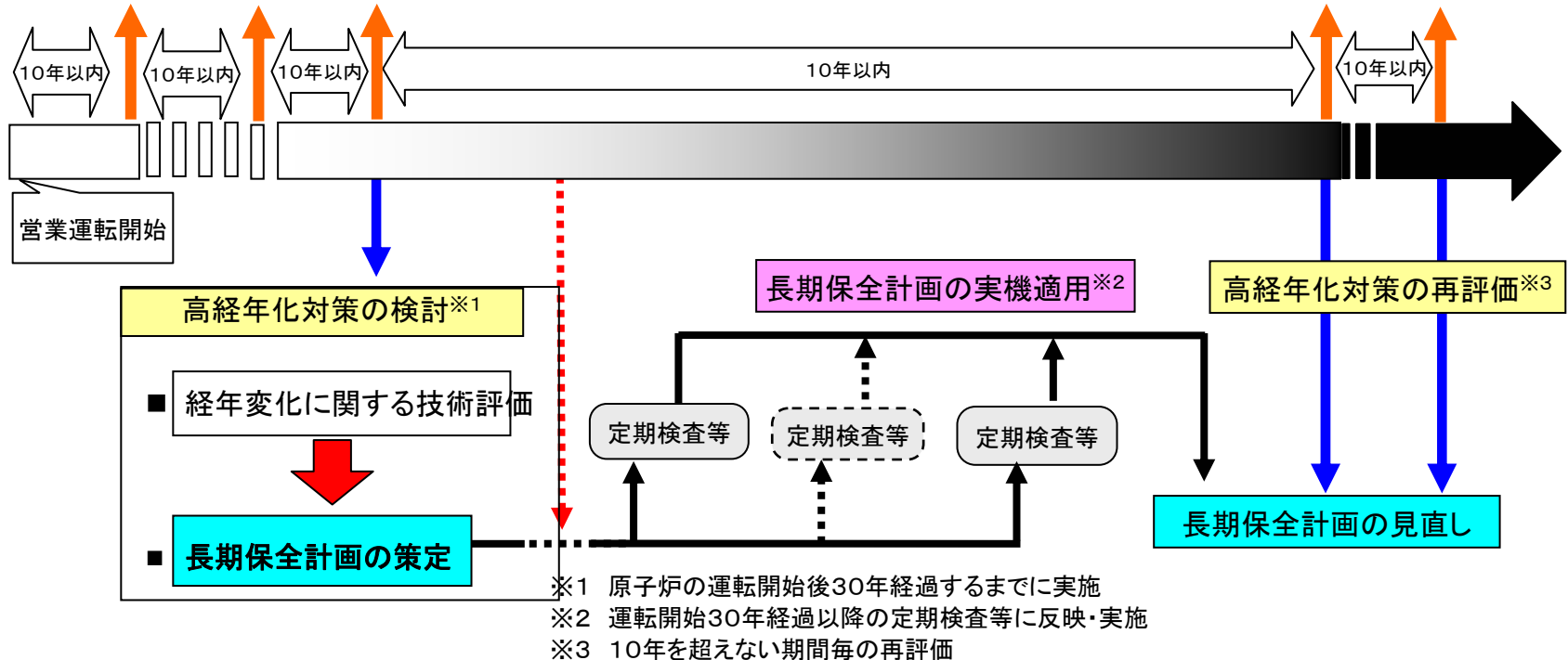
[六ヶ所再処理施設における品質保証体制の総点検]

- ◆平成14年2月に日本原燃(株)の使用済燃料受け入れ・貯蔵施設で確認された漏水をはじめとし、再処理施設で多数の不適切施工が判明。
- ◆平成15年6月、原子力安全・保安院は、同社に対し、品質保証体制の点検を行うよう指示。
- ◆平成16年1月、不適切溶接施工に関する補修工事が終了。
- ◆平成16年2・3月、日本原燃(株)から点検結果報告書が提出され、原子力安全・保安院において評価をとりまとめ、部会の総点検検討会及び原子力安全委員会の了承を得た。
- ◆その後、評価結果に関し、青森県知事、六ヶ所村長をはじめとし、地元議会、原子力委員会等へ報告・説明を行った。

<原子力発電所の定期安全レビューと高経年化対策>

- 運転開始後30年を迎えるプラントについては、高経年化に係る技術評価とそれに基づく長期保全計画の策定を**定期安全レビュー**に合わせて実施している。
- 策定された長期保全計画は、運転開始後30年以降の定期検査等で計画的に確認している。
- 長期保全計画は、10年を超えない期間毎に**定期安全レビュー**に合わせて再評価する。

定期安全レビュー（10年を超えない期間ごとの①保全活動実施状況評価、②最新の技術知見の反映状況評価）



理念2. 安全規制は最新の技術的知見を反映した効果的なものであること

◆科学的合理性

- －最新の科学的知見を適切に規制に反映させ、安全規制の有効性と効率性を最大限発揮させることが重要。
- －原子力安全・保安院では、①独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）、日本原子力研究所、関係学会等の専門的知見を活用する、②事業者の協力を得て現場のデータを収集して現実的な規制の実施に努める、③様々な規格や基準についての国際的動向に留意する、等の取り組みを実施。

◆客観性

- －安全規制の仕組みや基準は、明文化されかつ明確であることが重要。

◆公正性

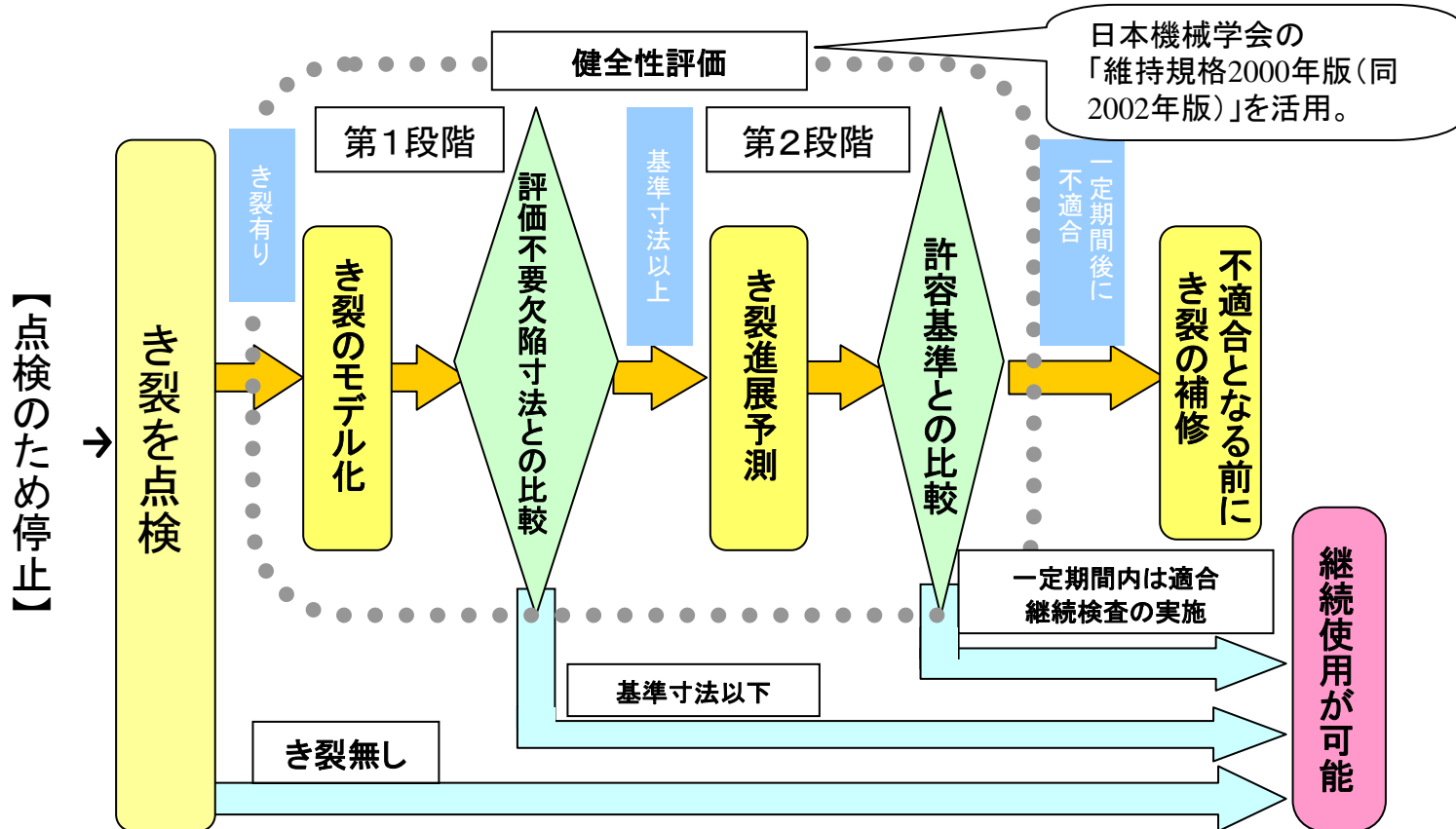
- －原子力安全・保安院は常に中立公正な立場で行動しているが、さらに原子力安全委員会によるダブルチェックを受けることにより、一層の公正性が確保される。

<規制改革の実績例>

- ①健全性評価制度における民間規格の導入（科学的合理性の確保）（平成15年10月～）
- ②工事計画認可対象や事故、故障等の報告基準の明確化（客観性の確保）（平成15年10月～）
- ④独立行政法人原子力安全基盤機構の設立（平成15年10月～）
- ④原子力安全委員会によるダブルチェック体制の強化（公正性の確保）（平成15年4月～）

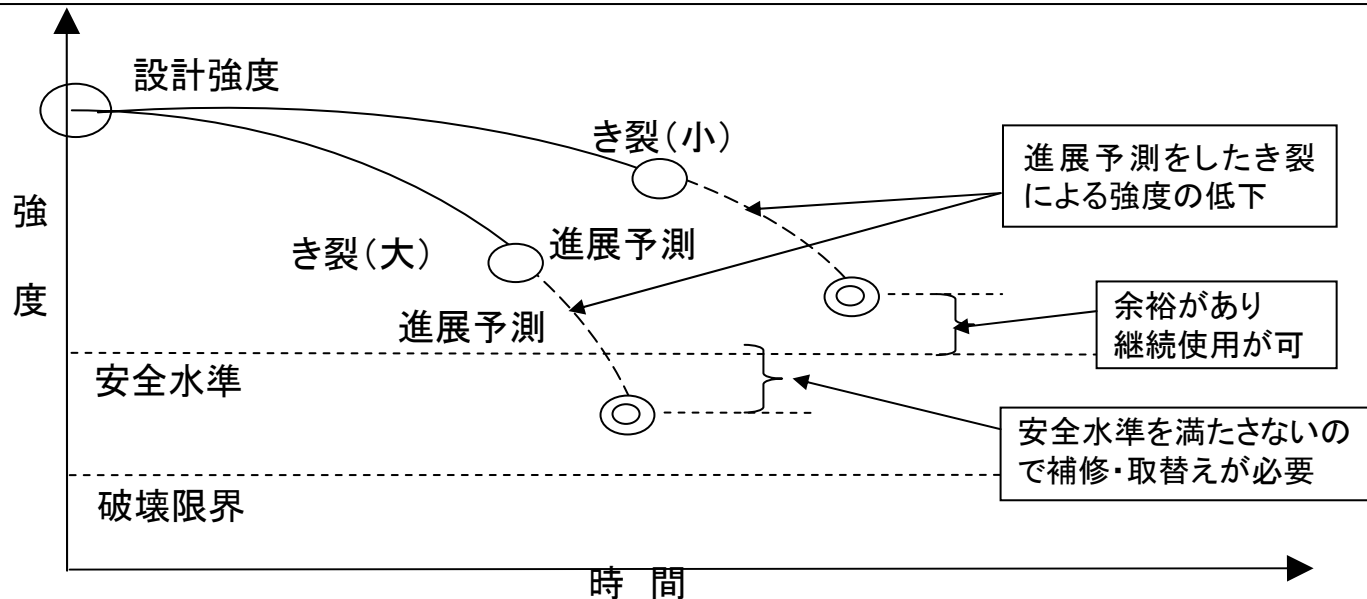
< 構造物の健全性評価の流れ >

- 事業者に対し、定期事業者検査の際に健全性評価を実施し、その結果を国へ報告することを義務付け。対象設備にき裂が発見された場合に、その設備の健全性を評価する方法をルールとして明確化。
- 対象設備：原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器、炉心シュラウド
- 評価の方法：健全性評価に係る審査基準として、日本機械学会の「維持規格2000年版(同2002年版)」について、1ヶ月間パブリックコメントを受け付けた後、国として技術的妥当性の評価を行い、これを信頼できる基準として活用。



<構造物の健全性評価の考え方>

- 安全水準は、構造物の破壊限界を考慮して一定の裕度をもって設定。
- 設計時においては、この安全水準に対して、通常、裕度をもって設計。
- 設備の供用開始後において、き裂などの欠陥が生じると、その設備の構造強度が低下していく。（実際の強度低下は実線で示す。）
- 一定期間後（例えば5年）にき裂がどの程度進展するかを予測（進展予測）。
- その予測をしたき裂を基に、構造強度がどの程度低下しているかを工学的に求め、その構造強度が、①安全水準を満たしている場合は、予測期間は引き続き使用可能と判断され、②安全水準を満たさない場合は、修理・取替が必要と判断される。
- 継続使用が可能となった場合においても、安全水準を満たす予測期間内の一定期間毎に、き裂の進展状況をチェック（継続検査）する。



<ダブルチェック体制の強化>

平成15年10月から

原子力安全委員会も直接
申告を受け、調査する
ことが可能に。

原子力安全委員会

保安院による許認可・検査状況の報告
四半期毎に法定化

報告書等による意見表明
答申・勧告

原子力安全・保安院

工事計画・定期検査申請
事故・トラブル報告義務 等

工事計画許認可
定期検査
事故・トラブル報告聴取
等

原子力安全委員会は
直接、事業者を調査可能に

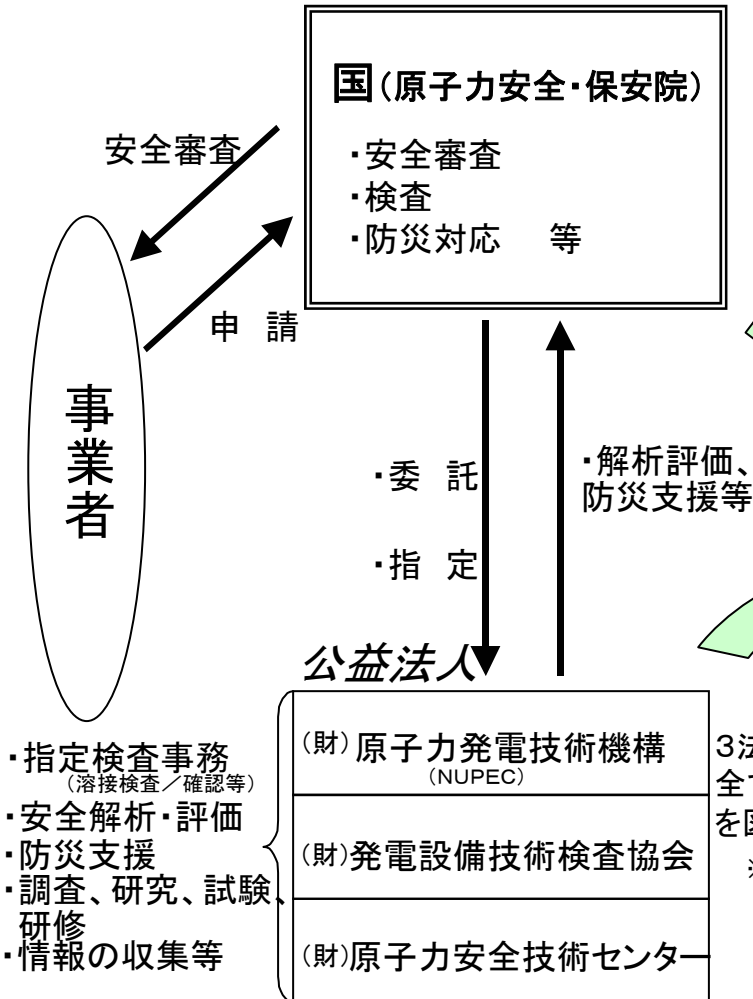
原子力事業者

協力事業者

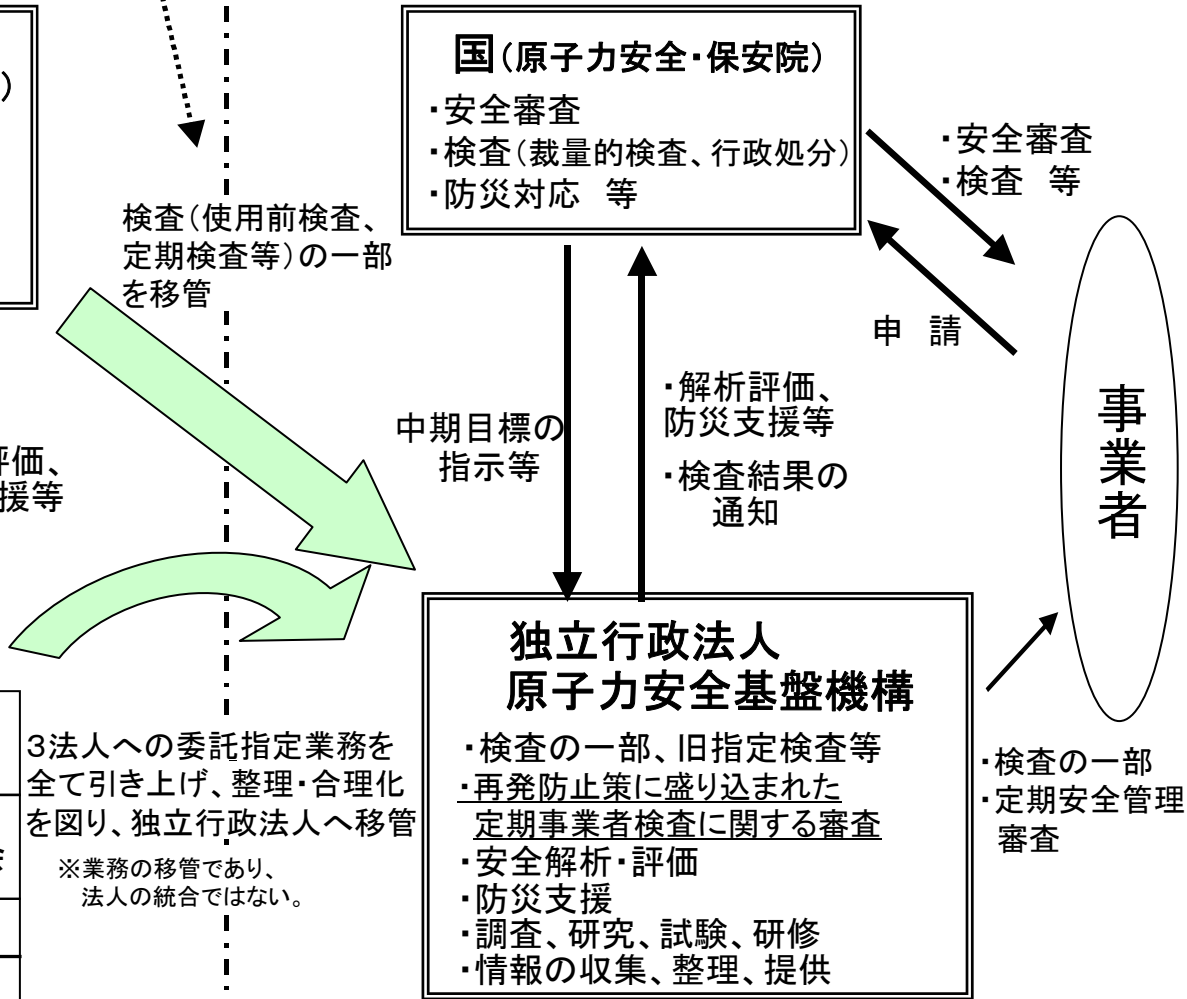
<独立行政法人原子力安全基盤機構 (JNES)の設立>

- 現在国が実施している検査のうち、材料や機器のスペック、検査データの妥当性など専門的技術的な部分は独立行政法人へ移管して実施。
- 独立行政法人へ一部を移管する検査についても、行政処分は今後とも国の名前で行い、国が責任を負う。

<独法設立前>



<独法設立後>



<原子力安全に係る人員体制について>

我が国における原子力安全規制体制の概要

規制行政機関（業務管理部門含む）

◆経済産業省原子力安全・保安院	約350名（←発足時約140名）
うち、検査官	約100名（←発足時約50名）
◆文部科学省	約90名
◆内閣府原子力安全委員会	約110名（←保安院発足時約20名）
合計	約550名

安全規制支援機関

◆独立行政法人原子力安全基盤機構	約430名（うち検査員約100名）
◆日本原子力研究所（安全性試験研究センター）	約210名
合計	約640名

原子力発電所 計52基 原子力安全に係わる人員 計1,190名

うち、検査担当約200名

米国における原子力安全規制体制(NRC)

☆原子力規制委員会（NRC）においては、安全研究や実証試験の要員も含め、現在約3100名の職員を擁している。

☆なお、3100名のうち、検査官は約340名である。

原子力発電所 計103基 原子力安全に係わる人員 計3,100名

<原子力施設安全情報申告制度の整備>

1. 制度の概要

- ◆原子力安全・保安院は、原子力事業者の「違法行為」について、従業者からの申告を受け付け、事実関係を調査し、必要に応じて原子力事業者に対する指示などの是正措置を講じている。
- ◆調査を実施するに当たっては、外部有識者からなる原子力施設安全情報申告調査委員会の監督の下、申告者のプライバシーの保護に注意を払いつつ、できるだけ早期に公表するとの基本姿勢に立ち、法律に基づく報告徴収や立入検査などにより、的確な処理に努めている。

※制度運用のポイントは、①申告者の個人情報の保護、②6ヶ月の標準処理期間、③調査の手順、内容、終了は委員会が決定、④定期的な運用状況の公表、など。

2. 制度の運用状況

- ◆申告制度の運用状況は以下のとおり。(平成16年11月16日現在)

処理中案件	累積処理案件
6件	20件

◆最近処理された事案例

- ・日本原燃(株)再処理施設の試薬液封対策に関する申告(H16. 6. 23公表)
- ・東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所の管理区域からの物品搬出に関する申告(H16. 10. 19公表)
- ・東京電力(株)の原子力発電所におけるB服を着用した者のA区域への入域に関する申告(H16. 10. 19公表)

理念3. 安全規制は明確であり、公開されていること

◆事業者

一原子力の安全確保について一義的な責任を負う者として、国民に対する徹底した情報公開と説明責任が求められる。

◆国

一国民の視点に立って、安全規制の考え方、各種の基準や、実際に講じた措置、日々の規制活動について、透明性を確保しつつ、十分な説明を行うことが必要。基準の策定に当たっては、パブリックコメントを求め、部会又はその下部組織の審議を経る。

<規制改革の実績例>

- ①指導文書（NISA文書）制度の制定（安全規制の透明性確保）（平成13年9月～）
- ②軽微な事象を含めた情報の収集・提供体制（NUCIA）の構築（事業者における情報公開の強化）（平成15年10月～）
- ③定期安全レビューの法定化（平成15年10月～）
- ④国の広聴・広報活動の強化（国における説明責任）（平成15年～）

<安全規制の実行状況に関する「広聴・広報」活動の強化>

- ◆平成16年度からは、原子力安全規制の実行状況に関する説明責任を果たすため、新たな予算措置を講じるとともに、4月1日付けで担当部署として「原子力安全広報課」を新設。
- ◆更に同課に「原子力安全地域広報官」を配置。
- ◆聞き手である国民の気持ちに配慮した広聴・広報を行う。

原子力安全広報課

○原子力安全・保安院が行う広聴・広報活動の窓口として、国民各層とのコミュニケーションを深め、地元の方々やプレス等からの原子力安全規制活動に対する問合せ窓口を務める。

<16年度新規予算> 「原子力安全規制情報広聴・広報事業」(1.9億円)

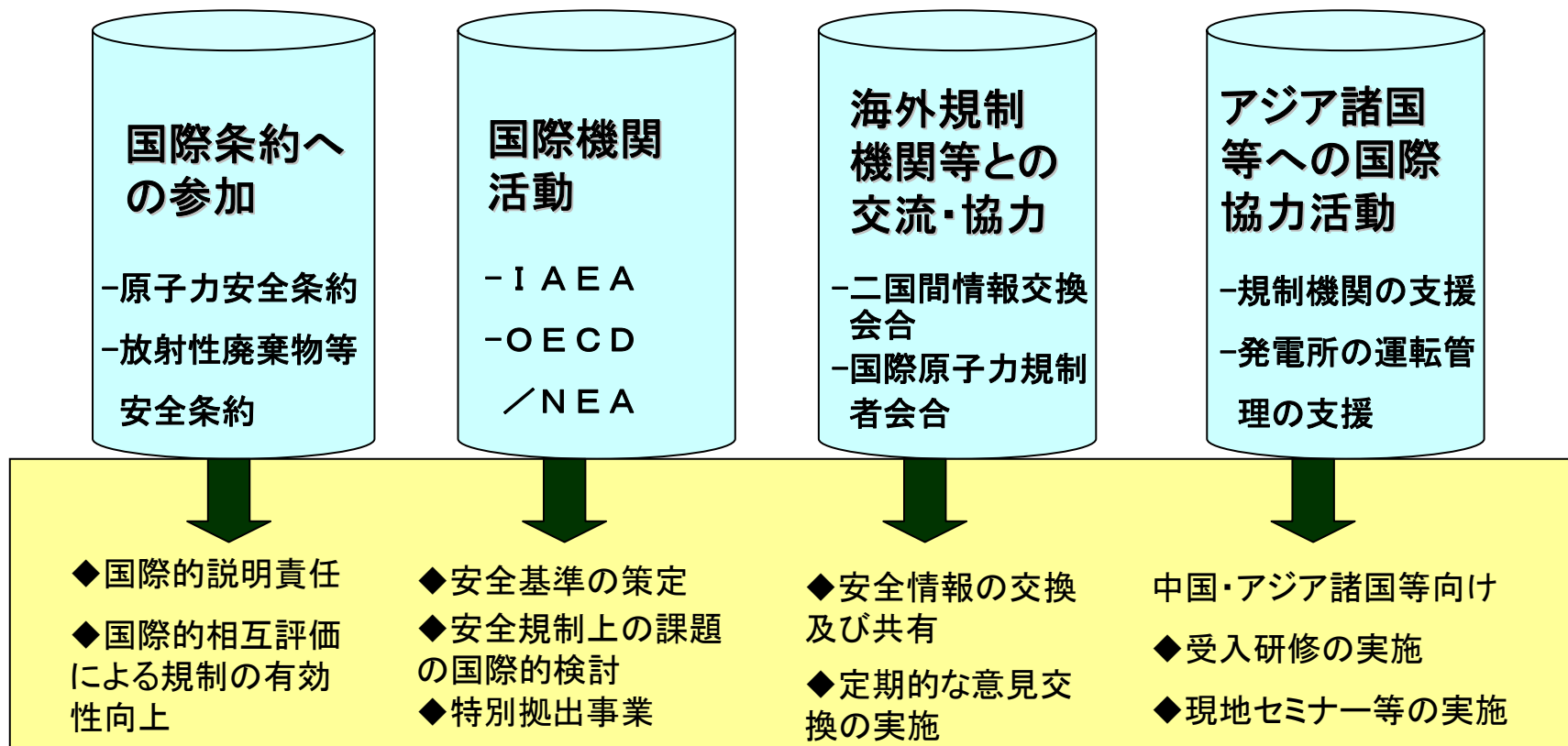
- ・ニュースレターの定期的発行と立地地域の全戸への配布
- ・ホームページやメールマガジンを活用した情報提供 など

○「原子力安全地域広報官」は、地域に密着した形での確かな広聴・広報活動を実施する。

- ・4月1日付けで新潟県の柏崎刈羽地域を担当する原子力安全地域広報官を発令
- ・福島県双葉地域、福井県若狭地域、青森県六ヶ所地域についても、5月16日付けで配置

理念4. 国際的動向への主体的な対応

- ◆我が国の原子力安全規制の有効性の向上を図るためには、国際的な情報収集・協力等が必要。
- ◆原子力安全は世界共通の課題であり、国際的な知見・経験の共有及び国際的な協力が必要。



3. 原子力防災対策について

- ◆原子力発電所の事故等による外部への大量の放射性物質の放出などの原子力災害は、本来あってはならないこと。
- ◆しかし、原子力安全・保安院においては、万一の事態が生じた場合でも、国民の生命、身体、財産を守り、被害を最小限に抑えることができるよう、法制を整備するとともに、常日頃から訓練や準備に努めるなど、万全の態勢で臨んでいる。
- ◆なお、事故・トラブルへの実際の対処にあたっては、事象を、①トラブル未満の事象、②トラブル事象、③警戒水準以上の事象、④原子力緊急事態、のおおよそ4つに区分し、それぞれの程度に応じて機動的な対応が可能となるよう「原子力災害対策特別措置法」に定められている。

<原子力防災施策の実績例>

- ①総理、主要閣僚、国、地方公共団体、原子力事業者、地域住民等の参加を得た原子力防災訓練の実施（毎年1回）（平成12年～）
- ②原子力発電所等の近傍におけるオフサイトセンターの整備（平成12年～）
- ③地方公共団体職員、警察官、消防官、自衛官を対象とした研修の実施（平成12年～）
- ④地方公共団体における緊急時ネットワーク整備、防災資機材整備等に対する財政的支援（平成12年）
- ⑤24時間365日の日直・宿直体制を始めとした原子力安全・保安院の緊急時対応体制の整備（平成12年～）
- ⑥アクシデント・マネジメント（設計上の安全限界を超えた事故への対応）の研究（平成12年～）

4. セキュリティ対策について

- ◆近年、日本人が対象となるテロ事件が発生するなど、わが国においてもテロに対する不安が高まっている。
- ◆また、米国の同時多発テロ事件の際、原子力発電所をテロ攻撃の対象とする可能性があったことが明らかとなるなど、原子力施設のセキュリティも大きな問題となっている。
- ◆原子力安全・保安院においては、このような状況を踏まえ、原子力施設からの核物質の盗取や、原子力施設に対する攻撃によって、国民の生命、身体、財産が脅かされないよう、国際的な動向を踏まえたセキュリティ対策を積極的に進めていく方針。

<セキュリティ対策の実績例>

- ①原子力発電所における治安当局との連携強化（平成13年9月～）
（例）特別警察部隊・海上保安庁の巡視船艇による24時間体制での警備
- ②施設のセキュリティ強化に関する原子力事業者への指導強化（平成13年～）
- ③IAEAによる核物質防護条約改正への積極的参加等、国際的なセキュリティ強化への貢献
（平成13年～）
- ④有事における原子力施設防護策の検討（国民保護法制の整備）（平成16年～）
- ⑤原子力安全・保安院における「核物質防護対策室」の新設（平成16年～）
- ⑥現在、「核物質防護検査」の新設を含む原子炉等規制法の改正を検討中。

5. 原子炉等規制法の改正(平成17年度)

- ◆①原子力施設、核物質輸送に係る防護対策（核物質防護対策）の強化、②放射能濃度の十分低い放射性廃棄物のクリアランス制度の導入、を始めとする原子力安全規制の充実を図るため、原子炉等規制法の所要の改正を行う予定。

核物質防護対策の強化

- ◆設計基礎脅威（DBT）の策定等 IAEA ガイドラインに対応した防護措置の実効性を担保するため、①「核物質防護検査」制度を導入し、これを行う「核物質防護検査官」を新設する。②DBT 及び事業者の防護措置体系を知り得る事業者の従業者に対して守秘義務をかける（罰則担保付き）。

クリアランス制度の導入

- ◆原子力施設に用いられた金属、コンクリート等の資材であって放射能濃度の十分低いものを主務大臣が確認することにより、「核燃料物質によって汚染された物」でないものとみなし、通常の廃棄物と同等の処分、再生利用を可能とする。

その他の改正事項

- ◆廃止措置の安全規制に関する規定の整備、報告徴収対象の政令委任の撤廃、事故、故障の報告義務の明文化、放射性廃棄物の海洋投棄全面禁止の明文化 等

6. その他の短期的、中長期的課題

◆原子力安全・保安院において、今後、短期的、中長期的に取り組んでいくべき主要な課題は以下のとおり。

- ・ 高経年化への対応の強化
- ・ 建設段階における品質保証体制の確立
- ・ 超音波探傷試験システムに関する認証制度（PDI）の検討
- ・ 事業者による安全情報の公開の推進／安全情報の共有化、活用体制の確立
- ・ リスク情報を活用した安全規制の検討
- ・ 技術基準の性能規定化
- ・ 原子力安全委員会による新たな安全研究の計画への対応
- ・ 高レベル放射性廃棄物処分に係る法制度の検討
- ・ 中間貯蔵に関する規制基準の準備
- ・ 再処理、加工の事業に係る規制基準等の整備
- ・ 広聴・広報活動の体系化と抜本的充実強化
- ・ 原子力安全・保安院における規制活動体制の評価、向上
- ・ 原子力安全に関する人材基盤の確保
- ・ TRU廃棄物、ウラン廃棄物に係る規制制度の整備に向けた検討 等